

都留市スポーツ推進計画

平成28年4月

都留市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画におけるスポーツの定義	3
第2章 計画策定の背景	4
1 スポーツをめぐる国・県の動向	4
2 都留市のスポーツの現状と課題	8
（1）子どもの体力状況	8
（2）スポーツ少年団への加入率	11
（3）体育施設の利用状況	12
第3章 基本構想	18
1 基本理念	18
2 基本目標	18
第4章 基本施策と具体的方策	19
1 子どものスポーツ機会の充実	19
2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	21
3 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備	23
4 競技力の向上	24
第5章 検証・評価と見直し	27
1 進捗状況の検証と計画の見直し	27
資 料 都留市スポーツ振興審議会委員	28

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化や情報化の発展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進んだほか、グローバル化に伴い国際的な協力・交流が活発になる一方、国際競争も激化するなど、我が国を取り巻く社会環境や価値観は急激に変化しております。

このような環境の変化に対応して、我が国の社会が将来も継続的な発展を遂げるためには、人々が深い絆で結ばれた地域社会が健在であり続け、次世代を担う青少年が、他者との協同や公正さを学びながら健全に育つとともに、人々が健康に長寿を享受できる社会を実現することが必要であると考えられます。

スポーツの振興については、平成13年からのスポーツ振興基本計画に基づく振興方策の結果、子どもの体力の低下に歯止めがかかるとともに、成人スポーツの実施率が上昇傾向にあるが、なお計画に掲げる目標に達していない状況にあります。

我が国の社会の現状や国際的な環境変化を踏まえ、文部科学省においては、スポーツ界における新たな課題に対応するため、スポーツ振興法を50年ぶりに改正し、新たにスポーツ基本法を制定、平成23年8月24日に施行しました。

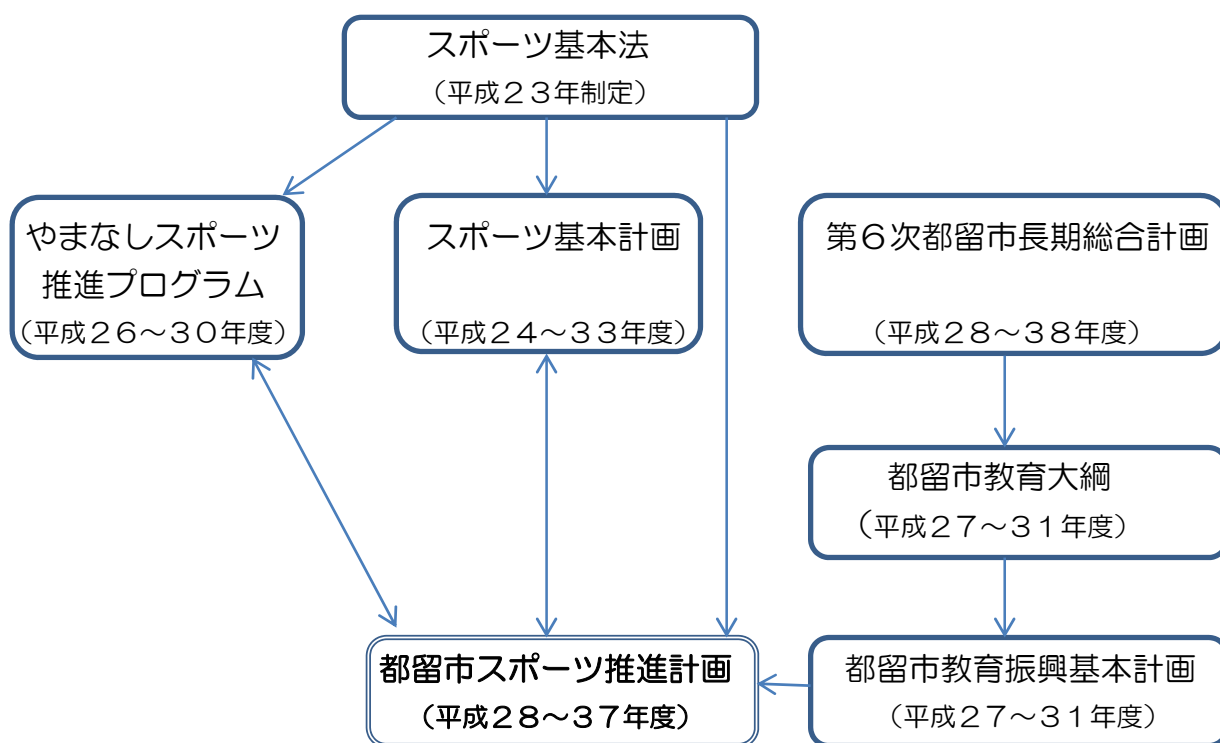
このスポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等国民生活において多面にわたる役割を担うとされており、スポーツ基本法のこのような理念の実現には、国をはじめ、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者等、スポーツに関する多様な主体が連携・協働して、スポーツの推進に総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要であるとされています。

また、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

本市では、文部科学省が策定した「スポーツ基本計画」を参酌する中で、本市の実情に即した運動・スポーツに関し、今後10年間を見通した基本目標及び今後5年間に取り組むべき施策並びに基本的な方向性を定める「都留市スポーツ推進計画」を策定することとします。

2 計画の性格

- (1) この計画は、「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」第10条に基づき、本市がスポーツに関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的に推進するための指針として策定します。
- (2) 文部科学省の「スポーツ基本計画」、並びに山梨県の「やまなしスポーツ推進プログラム」を参酌し策定します。
- (3) 平成28年度から平成38年度までを計画期間とする「第6次都留市長期総合計画」のまちづくりの方向性である「輝かせます！学びあふれるつるのまち」の計画に位置付けるとともに、「都留市教育大綱」、「都留市教育振興基本計画」との整合性を図り基本方針に沿った計画とします。
- (4) 市民、学校、関係機関、スポーツ団体等、地域に係る全ての市民が、運動・スポーツ・レクリエーション活動に取り組む方向性を示します。



3 計画の期間

計画期間は、2016年度（平成28年度）を初年度とし、2025年度（平成37年度）までの10年間とします。

なお、計画項目で、5年間における基本施策及び具体的方策について策定していることから、5年経過後に進捗状況の検証及び計画の見直しを行うこととします。

4 計画におけるスポーツの定義

本計画では、スポーツを広く捉え、学校体育、競技スポーツにとどまらず、健康増進を目的に行われるウォーキングや軽スポーツなど体を動かす活動のすべてをスポーツと考えます。

また、スポーツを実際に「する人」だけではなく、スポーツの観戦等「観る人」、そして指導者やボランティアといった「支える人」といった活動もスポーツとして捉えることとする。

第2章 計画策定の背景

1 スポーツをめぐる国・県の動向

(1) 国のスポーツ基本計画の策定

スポーツ基本法の規定に基づき、国では、スポーツ基本法の理念の実現に向け、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、国、地方公共団体、及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として「スポーツ基本計画」を平成24年3月に策定しました。

【今後10年を見通したスポーツ推進の基本方針】

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の育成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の促進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

【今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策】

1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

- (1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進
- (2) 学校の体育に関する活動の充実
- (3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

2 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) スポーツにおける安全の確保

- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
 - (1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
 - (2) 地域におけるスポーツ指導者等の充実
 - (3) 地域スポーツ施設の充実
 - (4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- 4 国際競争力の向上に向けた人材の育成やスポーツ環境の整備
 - (1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
 - (2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア環境の形成
 - (3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- 5 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等に招致・開催等を通じた国際交流の推進
 - (1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等
 - (2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- 6 ドーピングの防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
 - (1) ドーピングの防止活動の推進
 - (2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
 - (3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- 7 スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
 - (1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進
 - (2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

(2) 県のスポーツ推進プログラムの策定

山梨県では、国のスポーツ基本計画を受け、「新やまなしの教育振興プラン」の基本理念である、未来を拓く「やまなし」人づくりを実現するための基本方針のひとつである『健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出』のもと、県民にとって重要な意義を持つスポーツの新たな発展方向を明らかにした「やまなしスポーツ推進プログラム」を平成26年2月に策定しました。

【基本理念】

健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出

【計画の概要】

基本方策1「ライフステージに応じた健康の保持増進・スポーツの推進」

政策目標1 子どものスポーツ機会の充実

○体力の向上 ○教員の資質の向上と指導体制の充実 ○全国・関東規模の大会の開催 ○スポーツ環境の充実

政策目標2 健やかな体の育成（学校保健・食育・学校安全）

○健康教育の推進 ○スポーツ医・科学の活用

政策目標3 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

○市町村及びスポーツ推進委員との連携・協働の強化 ○体育協会との連携
○参加機会の充実 ○指導者等の養成・確保・活用 ○国際交流の推進

政策目標4 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

○総合型地域スポーツクラブの設立・育成と広域スポーツセンターの充実
○地域のスポーツ指導者等の充実 ○市町村のスポーツ推進計画の策定
○スポーツ施設の整備、利用拡大・充実 ○スポーツ情報提供システムの充実

基本方策2「競技スポーツの推進」

政策目標5 競技力の向上

○優秀選手の育成・強化 ○スポーツ医・科学の活用 ○一貫指導体制の推進
○優秀選手等の表彰 ○競技力向上を図る指導者の養成 ○トップアスリートの活用

基本方策3「スポーツ界の好循環の創出」

政策6 トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

○拠点クラブの活用 ○スポーツ推進委員の活用 ○地域スポーツと大学等との連携 ○2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿等の誘致 ○スポーツツーリズムの推進 ○多様なスポーツ活動の推進

2 都留市のスポーツの現状と課題

(1) 子どもの体力状況

次の表及びグラフは、市内小学5年生の運動能力を表したものになります。平成26年は、県平均を若干上回る状況にあり、男子は上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、ソフトボール投げ、体力合計点が全国平均を上回り、女子は握力、反復横跳び、ソフトボール投げが全国平均を上回りました。総合評価については、全国平均をやや下回る状況にありますが、男子のBランクが全国平均を上回っていますので、今後小学生の体力増進のメニューを導入すれば全国平均を上回る可能性があります。(「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果から抜粋)

かつては当然のように身につけていたはずの投げる、跳ぶ、走るなどの基本的な動きを習得しておかないと、将来的に体力の向上や様々なスポーツの技能習得を目指す上で、支障をきたすことも考えられるため、子どもの運動・スポーツの習慣化、定着化を進め、体力向上を図ることが課題となっています。

平成 26 年度小学 5 年生体力・運動能力調査一覧表

体力

小学校 5年男子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	542,684	16.55	3.73	50.0	540,806	19.56	5.85	50.0	541,104	32.87	8.04	50.0	539,208	41.61	7.82	50.0
山梨県	3,770	16.75	3.72	50.5	3,738	19.41	5.69	49.7	3,756	32.25	7.36	49.2	3,722	41.31	7.45	49.6
市区町村	125	16.50	3.58	49.9	126	20.25	5.57	51.2	125	31.40	7.11	48.2	124	43.48	7.82	52.4

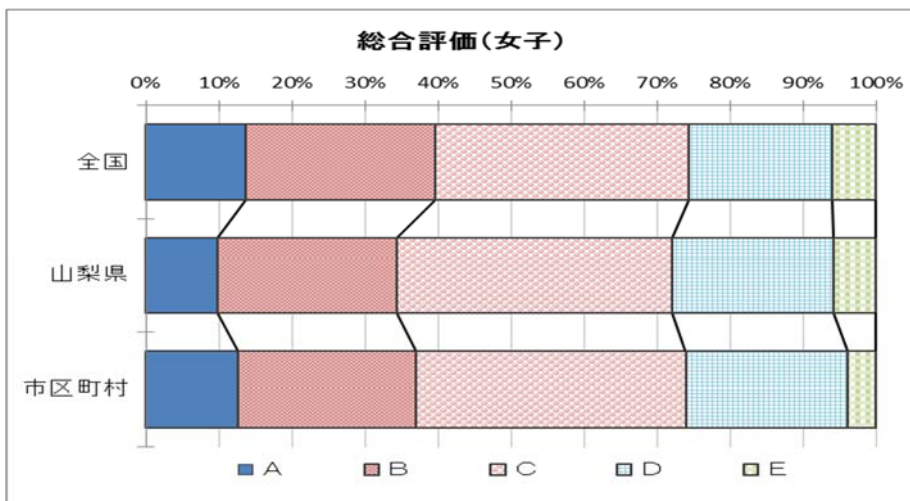
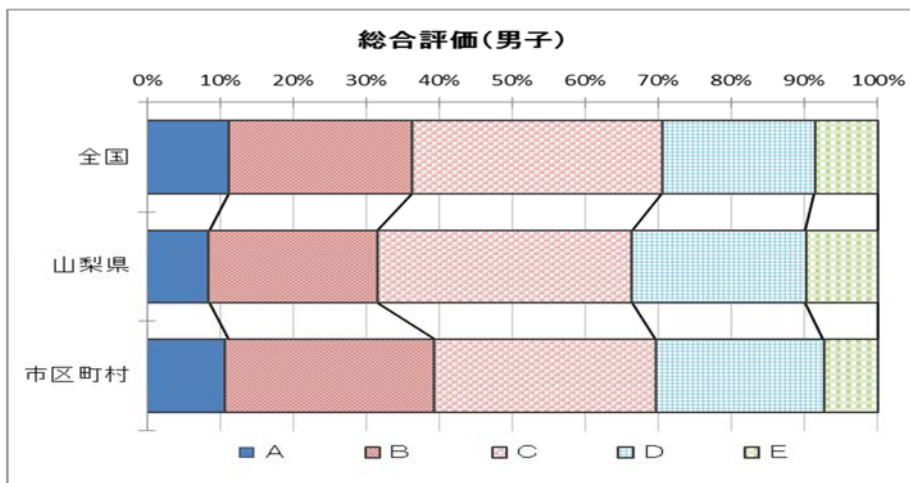
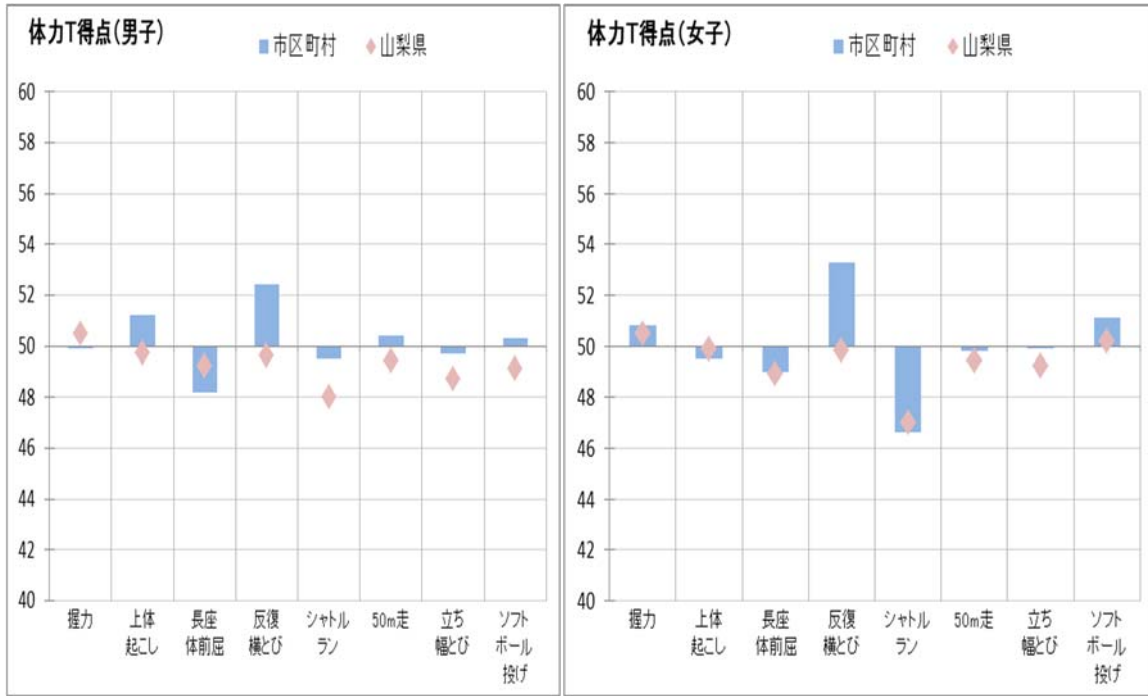
小学校 5年男子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	536,581	51.67	20.89	50.0	539,624	9.38	0.94	50.0	539,203	151.70	21.44	50.0
山梨県	3,675	47.44	19.60	48.0	3,741	9.44	0.89	49.4	3,732	148.86	21.08	48.7
市区町村	124	50.63	22.25	49.5	123	9.34	0.79	50.4	125	151.14	20.68	49.7

小学校 5年男子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	539,189	22.90	7.99	50.0	512,802	53.91	8.88	50.0	512,802	11.2%	25.1%	34.2%	20.8%	8.7%
山梨県	3,746	22.16	7.53	49.1	3,553	52.88	8.66	48.8	3,553	8.5%	23.1%	34.8%	23.8%	9.9%
市区町村	124	23.15	8.50	50.3	122	54.37	8.79	50.5	122	10.7%	28.7%	30.3%	23.0%	7.4%

小学校 5年女子	握力(kg)				上体起こし(回)				長座体前屈(cm)				反復横とび(点)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	519,697	16.09	3.74	50.0	518,511	18.26	5.26	50.0	518,835	37.21	8.22	50.0	517,302	39.36	7.10	50.0
山梨県	3,458	16.29	3.81	50.5	3,442	18.20	5.07	49.9	3,449	36.27	7.48	48.9	3,436	39.24	6.50	49.8
市区町村	128	16.38	3.79	50.8	128	18.02	5.20	49.5	128	36.42	7.60	49.0	127	41.70	6.60	53.3

小学校 5年女子	20mシャトルラン(回)				50m走(秒)				立ち幅とび(cm)			
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点
全国	514,288	40.29	16.28	50.0	516,843	9.64	0.82	50.0	516,929	144.76	20.41	50.0
山梨県	3,385	35.47	14.38	47.0	3,435	9.69	0.78	49.4	3,439	143.13	20.04	49.2
市区町村	128	34.72	15.34	46.6	128	9.66	0.72	49.8	128	144.48	17.49	49.9

小学校 5年女子	ソフトボール投げ(m)				体力合計点(点)				総合評価(%)					
	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	平均値	標準偏差	T得点	標本数	A	B	C	D	E
全国	517,136	13.90	4.78	50.0	493,755	55.01	8.50	50.0	493,755	13.7%	26.0%	34.8%	19.6%	6.0%
山梨県	3,440	14.01	4.66	50.2	3,277	54.07	8.09	48.9	3,277	9.8%	24.5%	37.7%	22.0%	5.9%
市区町村	128	14.41	5.46	51.1	127	54.81	8.49	49.8	127	12.6%	24.4%	37.0%	22.0%	3.9%

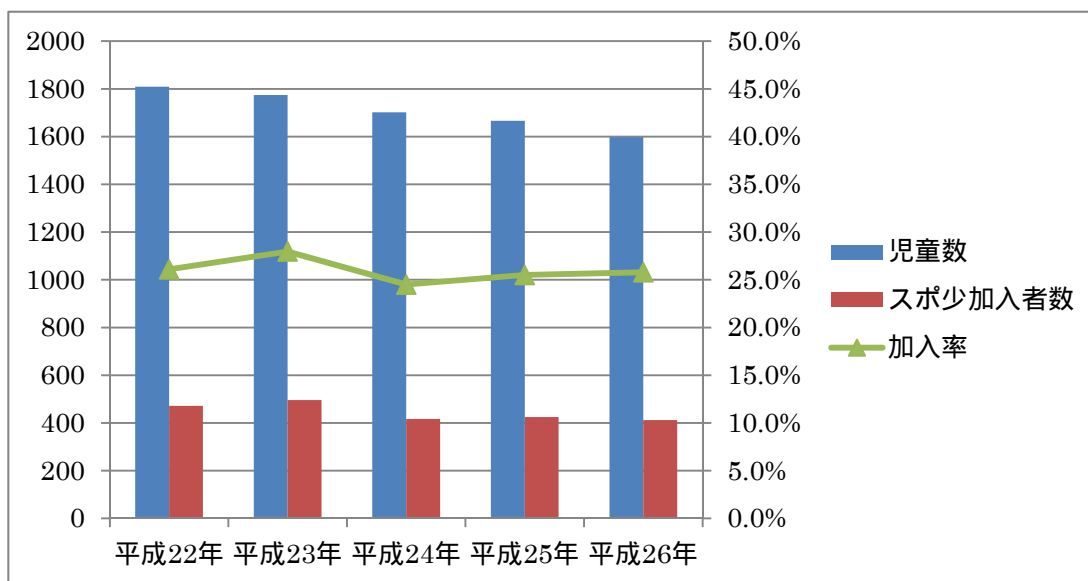


(2) スポーツ少年団への加入率

次世代を担う子ども達の健全育成やスポーツを通じた人間形成への役割を果たしてきた都留市スポーツ少年団は、主に、野球、サッカー、剣道、バレーなどのスポーツ少年団がありますが、児童数の減少に伴い、年々加入者数も減っており、加入割合も微減となっております。

なお、平成26年度の登録団数は25団、登録団員数は412人（男233人：女151人）となっております。

次のグラフは、都留市の児童数、都留市スポーツ少年団への加入者数、加入率を表したものになります。



	児童数	スポ少加入者数	加入率
平成22年	1809	472	26.1%
平成23年	1774	496	28.0%
平成24年	1702	417	24.5%
平成25年	1666	425	25.5%
平成26年	1598	412	25.8%

(3) 体育施設の利用状況

都留市の社会体育施設は、総合運動公園楽山球場、やまびこ競技場、市民総合体育館など9施設あり、市民誰もがスポーツに親しむことができる場として中心的な役割を果たすとともに、競技水準の向上を図ることができる施設として、年間約12～14万人に利用されています。

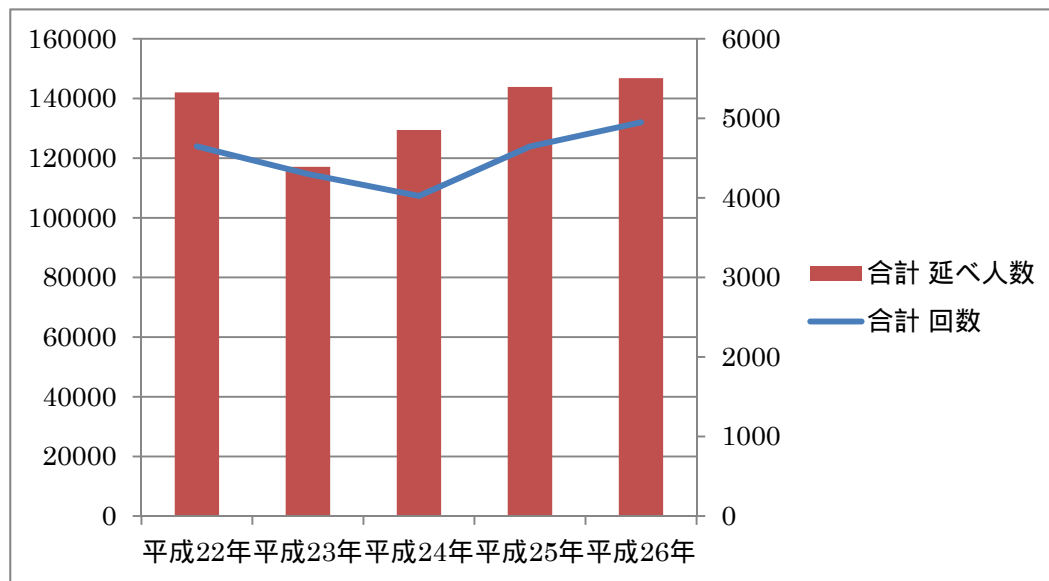
市内社会体育施設は昭和40～60年代に建設されたものが多く、経年劣化に伴う老朽化が進んでおり、最近では平成24年に下谷体育館の耐震を含む改修工事を実施し、また平成26年に市民総合体育館の大規模改修を行いました。

その他の社会体育施設及び学校体育施設についても、改修には莫大な費用を要することから、年度計画に基づき施設整備に取り組んでおります。

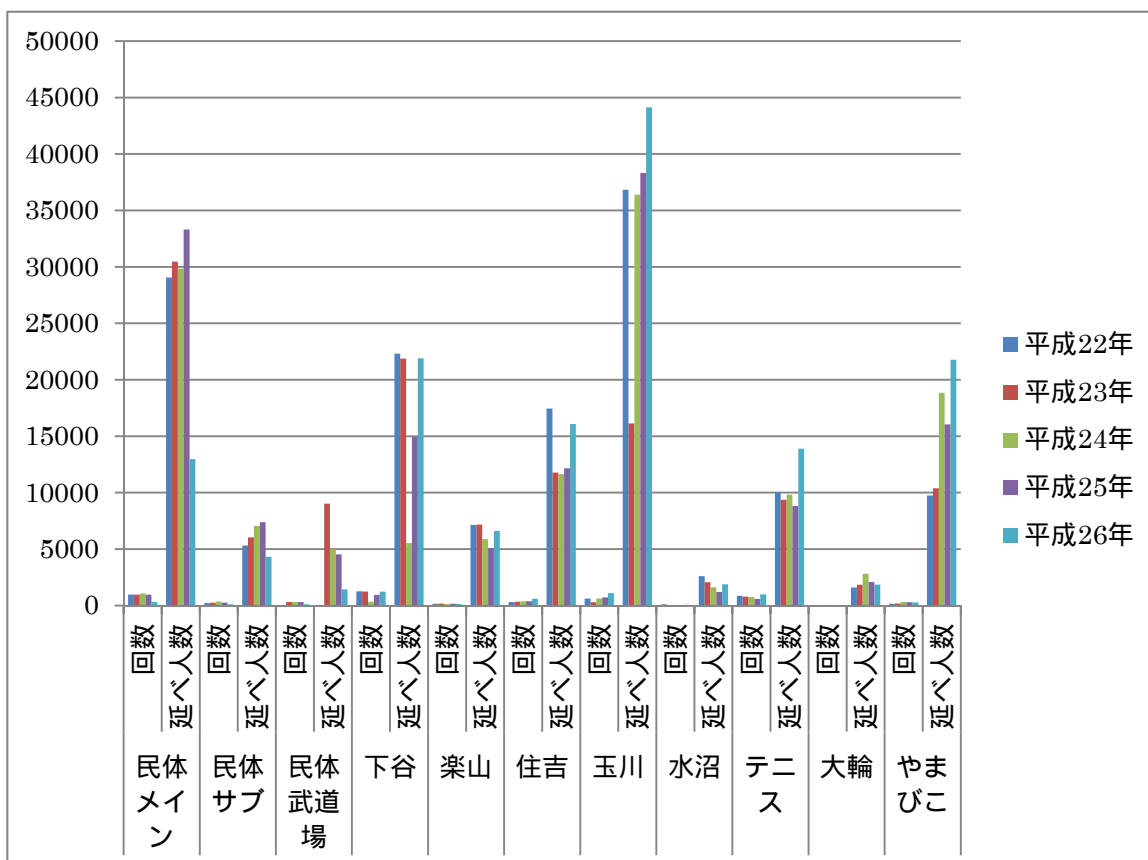
社会体育施設利用一覧

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
民体 メイン	回数	973	964	1067	958	316
	延べ人数	29063	30462	29845	33308	12966
民体 サブ	回数	202	243	352	255	103
	延べ人数	5315	6039	7054	7385	4316
民体 武道場	回数	建設中	311	302	303	104
	延べ人数		9032	4984	4535	1431
下谷	回数	1262	1238	335	938	1234
	延べ人数	22312	21869	5525	14927	21905
楽山	回数	153	168	118	156	138
	延べ人数	7145	7165	5874	5080	6595
住吉	回数	306	330	373	379	588
	延べ人数	17440	11779	11635	12162	16068
玉川	回数	622	287	618	722	1099
	延べ人数	36825	16129	36393	38316	44125
水沼	回数	110	54	48	42	71
	延べ人数	2599	2067	1615	1200	1885
テニス	回数	852	794	745	581	993
	延べ人数	10011	9362	9823	8819	13892
大輪	回数	19	43	50	20	21
	延べ人数	1601	1837	2815	2080	1850
やまびこ	回数	150	179	320	292	284
	延べ人数	9752	10389	18841	16043	21770
合計	回数	4649	4300	4026	4646	4951
	延べ人数	142063	117088	129420	143855	146803

社会体育施設延べ人数・回数



社会体育施設別利用人数・回数



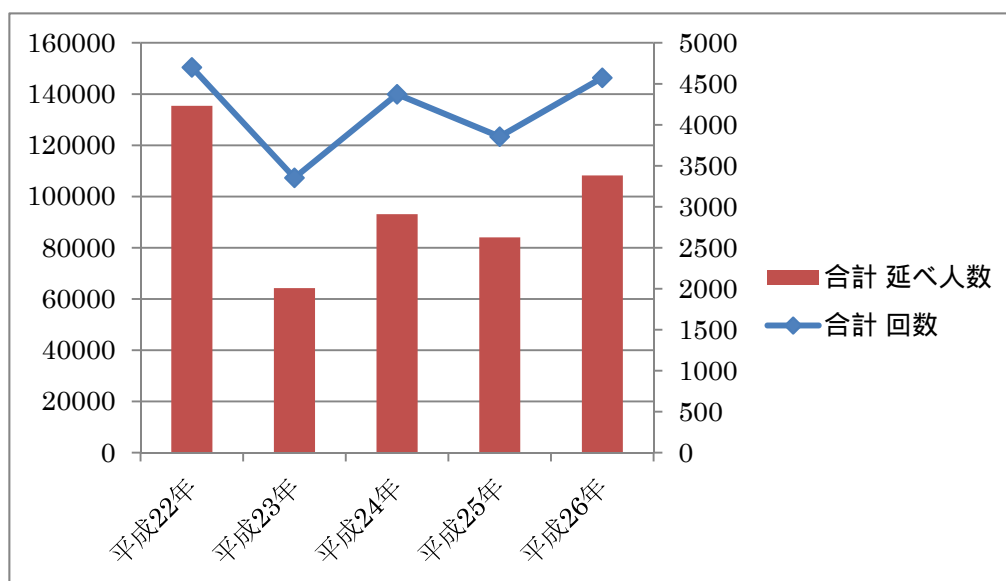
学校施設利用一覽

体育館

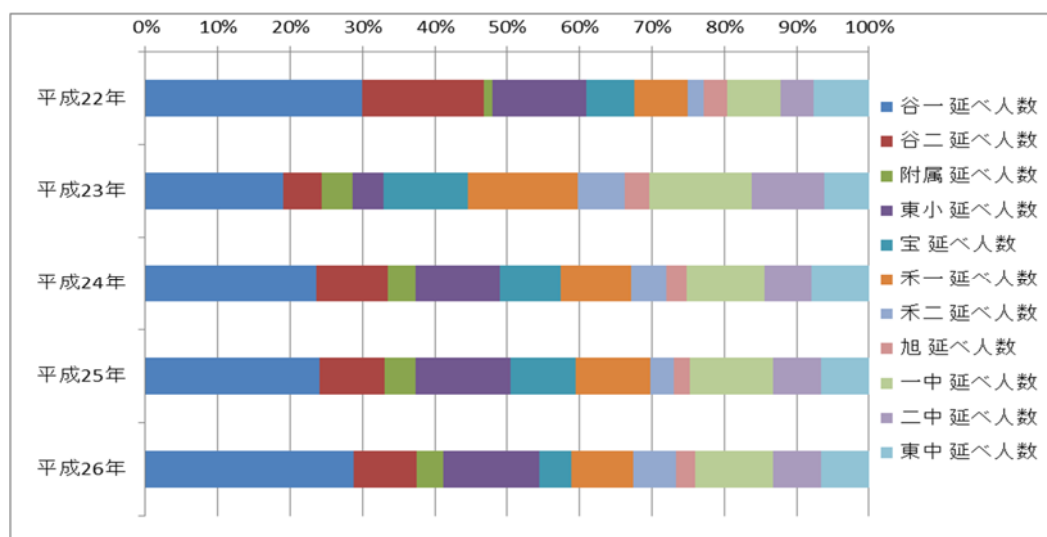
平成 22 年 平成 23 年 平成 24 年 平成 25 年 平成 26 年

谷一	回数	677	770	680	620	714
	延べ人数	40526	12812	21973	20238	31208
谷二	回数	692	220	508	399	489
	延べ人数	22869	3524	9177	7541	9374
附属	回数	98	165	208	235	299
	延べ人数	1590	2903	3612	3581	3895
東小	回数	674	165	568	543	684
	延べ人数	17474	2903	10798	11085	14475
宝	回数	475	418	412	332	226
	延べ人数	9092	7785	7910	7531	4820
禾一	回数	402	367	397	380	436
	延べ人数	9998	10190	9046	8690	9176
禾二	回数	153	231	231	164	317
	延べ人数	2874	4321	4564	2642	6361
旭	回数	199	157	185	148	201
	延べ人数	4385	2346	2574	1961	2842
一中	回数	436	437	414	369	430
	延べ人数	9962	9485	9967	9654	11800
二中	回数	401	371	359	327	375
	延べ人数	6253	6761	6144	5501	7162
東中	回数	495	218	412	339	403
	延べ人数	10391	4126	7343	5601	7111
合計	回数	4702	3354	4374	3856	4574
	延べ人数	135414	64253	93108	84025	108224

学校施設（体育館）利用延べ人数・回数



年別学校利用割合（体育館）

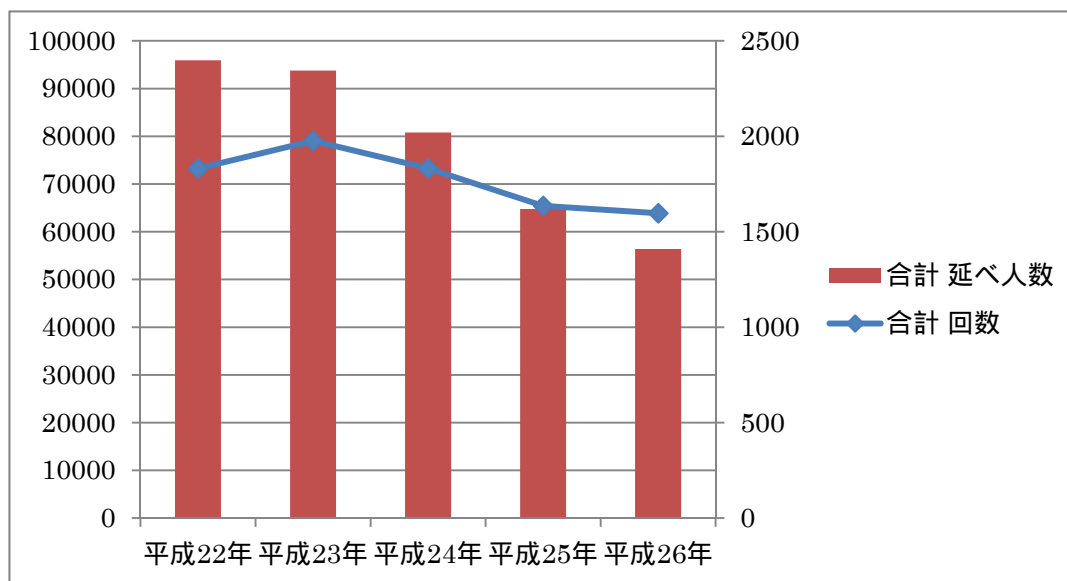


グラウンド

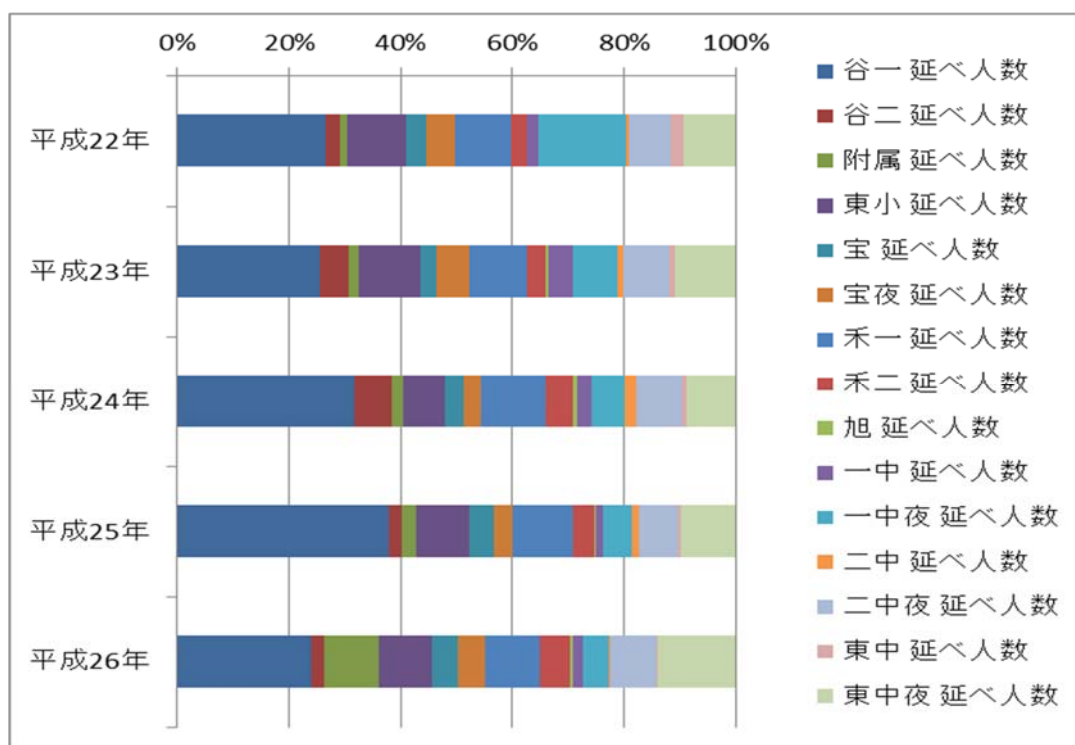
平成 22 年 平成 23 年 平成 24 年 平成 25 年 平成 26 年

谷一	回数	117	116	118	119	91
	延人数	25650	24121	25840	24538	14444
谷二	回数	97	115	121	84	103
	延人数	2227	4773	5355	1482	1335
附属	回数	66	105	114	103	179
	延人数	1415	1795	1770	1768	5867
東小	回数	260	310	281	217	179
	延人数	10035	10490	6051	6084	5867
宝	回数	121	109	109	124	126
	延人数	3458	2620	2710	2810	2705
宝夜	回数	190	172	118	101	133
	延人数	5034	5523	2469	2137	2940
禾一	回数	180	183	167	196	185
	延人数	9534	9796	9464	7107	5915
禾二	回数	114	114	121	81	95
	延人数	2694	3095	4035	2431	3240
旭	回数	0	23	21	7	9
	延人数	0	565	592	215	228
一中	回数	14	20	16	23	11
	延人数	1911	3985	2037	810	1096
一中夜	回数	161	166	186	122	77
	延人数	15088	7631	4959	3387	2741
二中	回数	10	8	27	22	9
	延人数	600	840	1508	842	225
二中夜	回数	147	177	132	143	131
	延人数	7182	7937	6818	4464	4971
東中	回数	45	32	9	15	3
	延人数	1999	933	510	344	85
東中夜	回数	309	349	313	279	342
	延人数	9093	10240	7261	6355	8455
合計	回数	1831	1976	1832	1636	1597
	延人数	95920	93779	80787	64774	56396

学校施設（グラウンド）利用延べ人数・回数



年別学校利用割合（グラウンド）



第3章 基本構想

1 基本理念

本計画は、健康的な身体を維持するため、競技スポーツの振興から、多くの市民が参加できるスポーツの振興まで、市民の誰もがスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指すため、

「学び」あふれる つるの人づくり

を基本理念とします。

2 基本目標

基本目標 1：子どもの運動機会の充実

基本目標 2：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

基本目標 3：市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

基本目標 4：競技力の向上

第4章 基本施策と具体的方策

基本目標1：子どものスポーツ機会の充実

近年の都市化や情報化などの社会環境の変化に伴いテレビゲームなど室内遊びや屋外での遊び場の減少など、子どもたちの生活環境に大きな変化が生じています。

元来、子どもは「体を動かす」ことが大好きです。心身の発達の著しい時期に、外遊びや運動、スポーツを通じて生涯にわたっての身体と心の基礎を養うため、運動・スポーツ機会の充実を図ります。

【現状と課題】

少子化に伴う遊び仲間の減少、習い事の多様化やメディア機器等の普及により子どもたちの遊びの内容は大きく変化しており、屋外で遊ぶ機会が少なくなりました。

子どもたちのスポーツの受け皿として、スポーツ少年団や学校運動部活動が中心的な役割を担っていますが、近年の少子高齢化の影響により加入者の減少や指導者の確保の難しさから団数や部数が減少しています。

小・中学校の児童生徒を対象に実施した平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を見ると、本市の児童生徒は柔軟性、持久性の項目が、中学生においては、投げの項目が全国及び山梨県平均を下回る状況にあります。

また、同調査の結果から、小学生に関して家族が積極的に運動をすすめる項目については、全国及び山梨県平均を下回っていることから、低学年からの積極的な取組が必要であると考えられます。

そのため、幼児期及び小学校低学年時から家族でスポーツを楽しむ機会を持つこと、体を動かすことの楽しさを伝える取り組みが必要であります。また、学校教育をはじめ、学校以外でも子どもたちがスポーツに触れる機会の充実を図る必要があります。

【今後の取り組み】

・幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

子どもが体を使って遊ばないと、運動能力や体の機能低下だけでなく、コミュニケーション能力や思考能力、意欲、学力の低下、さらには脳の発達不全につながる可能性があるといわれています。運動習慣が確立されていない幼児や小学校低学年の子

どもたちに、親子で気軽にできる運動や遊びを紹介するとともに、市体育協会・協働のまちづくり推進会等と連携を図り、日々の生活の中で親子が一緒に体を動かすこと、スポーツを楽しむ機会の創出に努めます。

- ・小中学校の体育に関する活動の充実策

学校においても家庭や地域とともに子どもを育てるという視点に立ち、学校におけるスポーツ活動（授業・部活動）に地域、家庭などからの指導者のほか、「大学コンソーシアムつる」に基づいた大学との連携として、学生等指導者の支援体制を確立する中で、特色ある指導者の積極的な活用をし、子どもたちが学校で多様な指導が受けられる環境づくりに努めます。

- ・子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

全国的に、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に表れており、中学校女子においては、スポーツをほとんどしない子どもが3割を超えています。

幼児期・小学校低学年の子どもたちが身近に体を動かし、スポーツに触れる機会とし総合型スポーツクラブである「都留アスリート倶楽部」、スポーツ少年団及び体育協会などスポーツ関連団体と連携し、子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるとともに、スポーツへの参加機会を充実させる取り組みについて積極的に支援並びに協議に努めます。

また、スポーツをしない児童、クラブ活動を行っていない生徒が増加傾向にあることから地域と連携を図る中で、屋外で遊ぶこと、体を動かすことができる広場等の提供に努めることとします。

- ・小中学校及び市民と大学等とのスポーツ連携

現在、教員養成系大学である都留文科大学と市内小中学校の間では、高い専門性と教員養成課程における指導力を活かし授業、クラブ活動等の指導が行われているとともに、スポーツ少年団の指導がなされるなど、都留市のスポーツ活動に貢献するなど大きな意義を有しています。

今後は、※「大学コンソーシアムつる」に基づいた市内3大学と小中学校、スポーツ少年団との更なる連携を図るなかで指導支援体制を確立するとともに、各大学の特色を生かし市民を対象とした公開講座、講演会などを開催するなど、市民の健康づくり、生涯学習の発展に努めます。

※「大学コンソーシアムつる」とは、都留市に都留文科大学、健康科学大学看護学部、県立産業技術短期大学の3つの高等教育機関が存在することから、都留市とこの3大学は、全体的又は個別的な連携体制を築き、魅力ある教育環境の整備、地域交流及び3大学間の相互練磨を行うこととしています。

基本目標2：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

市民の誰もが、気楽に、楽しく、参加できるスポーツ行事の実施とスポーツを通じた健康づくり行事を開催し、市民がいつでも自分の好むスタイルでスポーツを楽しむことができる生涯スポーツ環境の創出ため、スポーツやレクリエーション、健康づくり活動等、幅広くスポーツ振興を図るための事業展開に努めます。

【現状と課題】

スポーツを競技性やゲーム性のある種目として捉えている市民が多いことから、運動をしない人やしたくてもできない人を中心に運動すること、スポーツすることへの参加機会を拡充する必要があります。このためにはウォーキング（散歩）やジョギング、レクリエーション、遊びなどの運動もスポーツとしてイメージできるよう啓発していくとともに、運動やスポーツが健康の保持増進に有効であるといった、スポーツをすることの意味や意義をこれまで以上に広め、初心者向けの体験型や親子で参加できる教室など、参加する市民の目的、ニーズに応じたスポーツ機会の提供が求められています。

また、市民が安心してスポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷・障害等の防止や軽減を図ることも必要であると考えます。

【今後の取り組み】

・年代に応じたスポーツ活動の充実

運動に興味のない親に育てられると、子どもの運動能力も低くなりがちであるといわれていることから、スポーツに触れる機会の少ない幼児期の子どもを持つ親が子供と一緒に体を動かすこと、運動することができる機会を提供できるよう努めます。

学校においては、教員の指導力の向上、外部指導者の活用等により体育の授業の充実、運動部活動の活発化、スポーツへの多様な形での関わりなど、学校教育活動全体

を通じて、児童生徒にスポーツの楽しさや喜びを味わわせながら体力の向上を図ることとします。

健康保持をはじめ心身の健康や生活習慣病の予防にスポーツは極めて有効であるとされています。気楽に楽しく取り組み、安全で健康への高い効果が期待できるよう、保健・福祉・医療・スポーツの関係機関との積極的な連携を図り、それぞれの年齢に合う活動内容に配慮したメニューを作成するとともに、高齢者の健康保持や体力の向上を目的とした日常的スポーツへの取り組みとして、ウォーキングや体力・筋力を保持する運動など、高齢者の健康スポーツの推進に取り組みます。

また、体育協会・スポーツ推進委員・各種スポーツ団体等と連携を図り、各種スポーツ大会、スポーツ健康教室などを開催するとともに、総合型地域スポーツクラブ「都留アスリート倶楽部」の活動支援、健康ジムの設置など、市民が運動、スポーツに触れる機会の充実に努めます。

- ・都市部からの移住者を含む高齢者が快適なシニアライフを送るためのスポーツ活動の充実

都留文科大学を中心とする知的・人的資源と豊かな自然、首都圏に隣接しているという本市の強みを活用し、都市部の高齢者に介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）を中心に快適で充実したシニアライフを送るために暮らしを提供する本市が推進している「生涯活躍のまち（CCRC）事業」による都市部からの移住者を含む高齢者（アクティブシニア）がスポーツを通じ健康を維持するとともに、スポーツ活動を通して地域社会に参加し、積極的な役割を得ることができるよう市民との交流を図る場として軽スポーツ教室等スポーツを実践する機会の充実に努めます。

- ・スポーツにおける安全の確保

スポーツを起因とする事故、外傷、障害等の防止及びこれらの軽減を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツを親しむために不可欠です。

スポーツ活動中の事故・外傷・障害等の防止や軽減を図るためには、スポーツ施設及び用具の安全性を確保することや、実技指導にあたるスポーツ指導者が必要な知識・技術を習得して指導に活用することが必要となります。このことから、スポーツ施設及び用具の安全性の確保については、施設管理者である都留市において施設及び用具の定期的な点検や保管状況について一層の配慮に努めることとし、指導者にかかる研修会等の実施に努めるものとする。

また、公共の場所における自動体外式除細動器（AED）の設置により、心肺機能停

止傷病者の社会復帰率の増加に寄与したという結果が報告されていることから、AED設置状況の公開、利用方法等の研修会の実施に努めます。

基本目標3：市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

市民が自発的・自主的に参画する地域スポーツの環境を整備することは、地域社会の再生においても重要な意義を有するものであるとともに、生涯を通じた市民のスポーツ参画の基盤になるものであります。このような観点から、地域スポーツの担い手となる各地区体育振興会事業、総合型地域スポーツクラブである「都留アスリート倶楽部」の充実や支援に努めてまいります。また、スポーツ指導者の育成、スポーツ施設の充実を図るとともに、各自治体・スポーツに関わる様々な団体が連携・協働することによりスポーツに関する環境の整備を総合的・計画的に推進することとします。

【現状と課題】

各地区において組織されている体育振興会は、その活動が盛んな地域と衰退している地域との格差があり、その状況は都留市体育祭り・市民運動会等の行事への参加者数を見ると顕著に表れていることから、体育振興会の活性化に努めなければなりません。また、都留アスリート倶楽部の各教室の活動状況を見ると、種目により会員数が大きく異なっている状況にあることから、種目ごとに底辺の拡大に努めることが求められております。

少子高齢化に伴い、競技人口の減少傾向に比例し、指導者が減少していることから、スポーツ振興の活性化につながる指導者の育成が喫緊の課題であると考えます。

【今後の取り組み】

・コミュニティの中心となる地域スポーツクラブ等の育成・推進

地域住民に密着した体育・スポーツ活動を通し、相互の親睦と融和を図り、体育活動を通じ地域住民の体力向上と健全育成を目的とした、地区体育振興会の活動を促すとともにその活動の支援に努めることとします。

市民に年齢、興味、関心、技術、技能レベル等に応じた様々なスポーツの機会を提供し、市民の健康づくり、地域社会の活性化、青少年の健全化に寄与する都留アスリー

ト倶楽部の支援策の改善を図り、育成に努めるものとします。

- ・地域におけるスポーツ指導者等の充実

指導員の減少がスポーツ活動の脆弱につながることから、指導者養成講座等の研修に積極的に参加する指導を行い、高い専門的知識・技能・資格を有する指導者の養成と確保に努めるとともに、スポーツ推進委員の資質向上に努めます。

スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、大学と連携・協働することにより、スポーツ医・科学研究や人材の交流、地元のジュニアアスリートの発掘・育成、スポーツ指導者等の養成等に努めるものとします。

- ・社会体育施設の整備

社会体育施設については、現有施設の利活用を図り、経年劣化に伴う改修工事等を計画的に進めるなかでスポーツ施設の機能向上を図ります。また、学校施設については、学校管理者と協議を行うなかで施設の改修に努めることとします。

社会体育施設（学校施設を含む）の利用については、一層の開放の促進を図るとともに、利用者の立場を尊重し、利用形態や時間帯などの運営について改善を図ります。

スポーツだけではなく、地域や小グループでの使用など多様な活動にも配慮し、利用者にとって魅力的な施設となるような環境整備に努めます。

市内にある市有地等を、地域の住民が軽スポーツ・遊びに使用できる空間として活用できるよう、関係部署と協議検討を進めることとします。

スポーツ環境の整備として、体育施設のハード的整備に限らず、体育・スポーツ施設、指導者、各種イベントや生涯学習（スポーツ）に関する情報等を容易に誰もが、どこでも、いつでも入手できるスポーツ情報提供の充実に努めます。

基本目標4：競技力の向上

本市に関係するスポーツ選手が全国大会や世界大会などで活躍することは、多くの市民に夢や感動を与えるだけでなく、スポーツへの関心を高め、参加意欲を促し、活力ある健全な社会の形成に繋がります。各種スポーツ関連団体、大学等との連携・協働を図るなかで、指導者養成や競技大会の充実、スポーツ環境の整備を行い、競技の底上げ及び選手の育成を行うことにより競技力の向上を図ります。

【現状と課題】

競技力の向上については、実技指導者講演会、スポーツ推進委員研修等を実施するとともに、小・中体連及び関東・全国大会出場等への助成のほか、体育協会において表彰等を行うことにより、指導者の確保及び指導技術の向上等に努めています。

競技力の向上のためには、幅広い知識と専門的知識、高い指導力を備えた指導者の確保が重要であり、ジュニア期からの育成を考えるとスポーツ少年団、学校における運動部活動の指導者などに、外部指導者等を含めた指導者の養成・確保が必要となります。

【今後の取り組み】

・ジュニア期からトップレベルに至る支援

ジュニア期のスポーツ経験は、その後のスポーツ習慣にも大きく影響をあたえるものであり、過度の練習による障害の発生や、過大な勝利至上主義による指導がスポーツ嫌いな子どもを生んでしまうなど、逆効果も指摘されております。次代を担うジュニア選手の競技力の向上を図り、市や県・国の代表として活躍する選手の育成を目的に、指導者はもとよりジュニア選手にも、合理的・効果的な練習方法などの指導に努めます。

一つの種目に限定した技術指導に加え、ジュニア選手に準備運動やトレーニング方法、スポーツを行うときに必要なスポーツ医・科学の基礎知識を研修できる事業などを取り入れるよう市体育協会や小・中学校などと検討します。

市や県を代表して活躍する選手や国際大会で活躍する選手を表彰することは、選手の活躍を称えるとともに、広く市民に紹介してスポーツへの関心を高める契機となります。現在、市と体育協会が協働で体育表彰を毎年体育祭りでっており、役員・指導者として功績のあった人には体育功労者表彰を、体育協会推薦として県体育功労者表彰を行っています。また、本市の代表として県体育祭りに関して優秀な成績を収めた団体、本市在住の個人・団体が日本代表として国際大会に出場した場合においても体育協会において表彰することとなっておりますが、今後も奨励制度の拡充など支援に努めます。

・スポーツ指導者等の養成・研修への支援

多くの市民に運動・スポーツを奨励するためには、住民組織における指導者の養成

が不可欠であることからスポーツ推進委員制度を設け、現役やOBの委員が長年培ったノウハウをもって各地域・市体育行事において指導していることから、今後も、市におけるスポーツ振興に取り組むとともに、協働によるスポーツ振興のけん引役としての役割が大きいことから後継者の養成に努めることとします。

技術指導者については、文部科学省と（公財）日本体育協会及び県体育協会において、以前からスポーツ指導者の養成と資格認定をしており、この資格を取得し継続することにより、市民に対する技術指導がされていますが、資格取得後もルール改正等を把握し指導を進めることが必要となります。このカテゴリーは、生涯スポーツからトップアスリートまでの指導領域を持つもので、底辺の拡大から頂点のレベルアップまでの活動を担当するものであり、多くの市民の期待に応えられる指導者であることから、資格取得を奨励し、指導者の拡大に努めます。

ボランティアの養成については、多忙な時間を割いての受講となることから、集約した内容と時間等を考慮し資格取得が容易となるよう関係機関と協議するなど体制づくりに努めます。

また、スポーツ活動を常に支援し、効果的に推進するためにはリーダーの確保が不可欠であり、直接的指導者としての組織指導者や技術的指導者は勿論のこと、クラブ経営指導者（クラブマネージャー）なども必要となります。このような種々の領域における指導者の研修は、長期的観点から体系的に行政と体育・スポーツ組織が共催して進める必要があります。現役のスポーツプレーヤーに限らず、多方面にわたる資質や知識、能力を備えた人材を掘り起こして様々な分野の指導者の養成を支援します。

第5章 検証・評価と見直し

1 進捗状況の検証と計画の見直し

本計画の推進にあたっては、多様化する市民ニーズや社会・経済情勢の変化に対応し、実効性のあるものとするため、進捗状況の検証及び見直しが必要となります。

検証・評価及び見直しにあたっては、本計画が今後10年間を見通した基本目標及び今後5年間に取り組むべき施策並びに基本的な方向性を定めていることから、それぞれの事項について概ね5か年を経過した時点で行うこととします。

都留市スポーツ振興審議会委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職	備 考
麻場 一徳	都留文科大学教授	会 長
坂本 満	都留市小・中学校教頭会代表（禾生第二小学校）	
白井 明彦	都留市小・中学校校長会代表（東桂中学校）	
高橋 滋	都留市小・中学校PTA連合会会長	
横溝 菊雄	特定非営利活動法人 都留市体育協会会長	副会長
渡辺 昭	都留市スポーツ推進委員 委員長	
渡辺 一洋	都留市スポーツ少年団 本部長	